102-147

問題文

我が国の薬価基準制度に関する記述のうち、正しいのはどれか。2つ選べ。

- 1. 薬価とは、国により決定される医薬品の公定価格である。
- 2. 薬価基準は、医療法に基づく厚生労働大臣告示として公表される。
- 3. 新医薬品の薬価算定は、原価計算方式を原則とする。
- 4. 医療用医薬品であっても、薬価基準に収載されていないものがある。
- 5. 薬価改定は、5年ごとに行うよう定められている。

解答

1, 4

解説

選択肢 1 は、正しい記述です。

選択肢 2 ですが

薬価基準は、健康保険法 及び 療担規則・薬担規則 に基いて厚生労働省告示として公表されます。医療法に基づくものでは、ありません。よって、選択肢 2 は誤りです。

選択肢 3 ですが

薬価算定方式には、大きく 2 種類あります。類似薬効比較方式と、原価計算方式です。基本は類似薬効比較方式になります。適当な類似薬が見られない場合の例外的算定法が、原価計算方式です。よって、選択肢 3 は誤りです。

選択肢 4 は、正しい記述です。

絶対自費の、バイアグラなどを考えると理解しやすいのではないでしょうか。

選択肢 5 ですが

薬価改定は、原則 2 年ごとです。よって、選択肢 5 は誤りです。*緊急の薬価改定が行われるなど、これからの動向に注意が必要です。

以上より、正解は 1,4 です。